

産業廃棄物管理計画書

令和7(2025)年 6月 19日

福島県知事 殿



提出者 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住所 東京都千代田区神田駿河台3-6-1
氏名 MGCエージェレス株式会社
代表取締役社長 吉崎 憲治
電話番号 03-3251-0761

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例第7条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	MGCエージェレス株式会社 白河事業所
事業場の所在地	福島県白河市豊地筋内小屋1-8
計画期間	令和7(2025)年4月 ~ 令和8(2026)年3月
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	その他製造業 (脱酸素剤製造)
②事業の規模	資本金 10百万円
③従業員数	299名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
三菱ガス化学 (QOLイノベーションセンター白河) MGCエージェンツ株式会社 白河事業所 構内各社 管理部 産業廃棄物管理責任者 製造部及び各部署			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	前年度（ 令和6（2024）年度 ）実績		
	産業廃棄物の種類	全体	詳細は別紙の通り
	排 出 量	546 t	－ t
	（これまでに実施した取組） 生産効率及び製品歩留まりの改善活動により、 廃棄物原単位（＝廃棄物／生産量）の 改善を継続しております。		
② 計画	目標		
	産業廃棄物の種類	全体	詳細は別紙の通り
	排 出 量	535 t	－ t
	（今後実施する予定の取組） 生産効率及び製品歩留まりの改善活動を継続します。 目標値： 前年度実績より2％削減		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃棄物種類ごとの分別一覧表を作成し、適切な廃棄物の排出を行っています。		
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 引き続き分別を行う事で、適切な排出を継続します。 また、産廃から有価回収へ可能な物についての検討も継続します		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	前年度（ 令和6（2024）年度 ）実績		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組)		
	実施無し。		
②計画	目標		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組)		
	予定はありませんが、情報収集等は継続します。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	前年度（ 令和6（2024）年度 ）実績		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組)		
実施無し。			
②計画	目標		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組)		
予定はありませんが、情報収集等は継続します。			

②計画	目標		
	産業廃棄物の種類	全体	詳細は別紙の通り
	全 処 理 委 託 量	5 3 5 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	4 3 4 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1 0 1 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 既存委託業者との定期打合せと併せ、他の委託業者検討と 情報交換を継続して、廃棄物処理の最適化を図る。 補足： 記載数値は、前年度比2%削減目標。		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別紙 1)

第1面

④産業廃棄物の一連の処理工程

産業廃棄物の種類	処理工程	備考
汚泥	業者委託→ 焼却処分→ 焼却灰再利用(セメント原料等) 焼却灰一部埋立	
廃プラスチック類	業者委託→ 粉碎・圧縮・切断等→ 熱源及び 焼却灰再利用(セメント原料等)	
木くず	業者委託→ 破碎→ 燃料チップ化	
引火性廃油	業者委託→ 焼却処理	
金属くず	業者委託→ 圧縮または切断・破碎→ 再利用(鉄鋼原料)	

第2面

産業廃棄物の抑制に関する事項

①現状	前年度（ 令和6年（2024）年度 ） 実績					
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	木くず	引火性廃油	金属くず
	排出量	452 t	70 t	19 t	1 t	4 t
②計画	目標（ 令和7年（2025）年度 ）					
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	木くず	引火性廃油	金属くず
	排出量	443 t	69 t	19 t	1 t	4 t
	それぞれ前年度比2%削減を目標					

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

②計画	目標（令和7（2025）年度）					
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	木くず	引火性廃油	金属くず
	全処理委託量	443t	69t	19t	1t	4t
	優良認定処理業者への 処理委託量	433t				
	再生利用業者への処理 委託量	10t	69t	19t	1t	4t
	認定熱回収業者への処 理委託量					
	認定熱回収業者以外へ の熱回収を行う業者へ の処理委託量					
	それぞれ2%削減を目標					